

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年12月20日)

【件名】

- とっとり若者自立応援プランの改訂(案)に係るパブリックコメントの実施について
(子育て王国課)・・・別冊
- 認可保育施設における不適切行為への対応について
(中部総合事務所県民福祉局)・・・2
- 児童相談所の体制強化の検討状況等について
(家庭支援課)・・・3

子育て・人財局

認可保育施設における不適切行為への対応について

令和4年12月20日
中部総合事務所県民福祉局

中部総合事務所管内の認可保育施設について、県民の方からの情報提供を受け、児童福祉法に基づく立入調査を実施したところ、施設園児に対する不適切な行為が行われていたことが認められたことから、以下のとおり文書による改善指導を行いましたので報告します。

<当該保育施設についての県民の方からの情報提供>

- ・10月7日（金）倉吉児童相談所を經由して中部総合事務所県民福祉局に情報提供
「3年前くらいから園で子どもを叱る怒鳴り声が聞こえており、今年の春頃から特にひどくなっている。」

1 対象施設

中部総合事務所管内の民間法人が運営する認可保育施設1施設

2 施設の調査概要及び結果

本年10月21日と12月12日の2日間、当該施設に当局職員等が立ち入り、園長と職員に聞き取り調査を行い、次の不適切な行為を行った事実を確認したもの。

- ・1名の職員が少なくとも3年前、2年前、今年度に園児が怪我をしないように注意する場面や園児にしつけを行う場面において、大きな声やきつい言い方で叱責することがあった。
- ・他の職員数名も園児に対して強い口調になったり、感情コントロールができずついきつい言葉が出てしまうことがあった。
- ・園長は、大きな声やきつい言い方で叱責する職員がいることを認識していながら、当該職員への具体的な指導を行わなかったとともに、他の職員と情報を共有して他の職員にも注意喚起することはなかった。また、職員が助言し合うことができる職場環境の構築が出来ていなかった。

3 施設に対する指導概要

(1) 文書指導年月日

令和4年12月14日

(2) 指導内容

調査で確認した上記2の行為は「国の保育所保育指針」に抵触する不適切な行為であること、円滑な園の運営を阻害する要因であることを指摘するとともに、次のとおり改善を図るよう文書で指導を行った。

- ・保育指針にある「保育所の社会的責任」を認識し、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないように、子どもの人格を尊重し、保育にあたること。
- ・職員への適切な指導を行うとともに職位にかかわらず気兼ねなく発言できる職場環境の構築を図ること。
- ・不適切な行為を行った原因検証と課題整理を行い、職員間で共有すること。
- ・再発防止に向けた取組について検討を行い、実施すること。
- ・今後の取組方針等に係る保護者への説明責任を果たすこと。

4 施設の対応状況及び今後の対応

県の立入調査を素直に受け入れるとともに、県の指導を真摯に受け止め、県からの指導文書を踏まえて文書により保護者に対してこの度の件について説明している。

今後、園は保護者へ改善の取組方針の説明を行い、意見を聴取するなどして、1か月以内を目途に改善に取組み、その状況を県に報告するとともに、県は継続的に施設の取組に係る状況確認、助言指導を行う。

なお、改善が図られない場合、再度の改善指導を行うとともに、児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告及び改善命令を行うことも検討する。

児童相談所の体制強化に向けた検討状況等について

令和4年12月20日
家庭支援課

児童相談所の体制強化（ICT化）の検討状況及び、母親逮捕事案等についての対応状況を報告します。

1 ICTを活用した業務改善、効率化に向けて

ICT化の検討をきっかけに、児童相談所の現状を振り返り、課題の本質を炙り出し業務改善、効率化に向けて効果的な対策につなげていく。

課題（現行）	ICTによる効率化
・ 出先から記録を確認できない	・ 閉域ネットワークを利用し、出先から記録にアクセスできる。
・ 虐待通告の初期対応で、情報の共有を急ぐ場合、学校や、保育所など複数の調査先で収集した情報電話を一斉に共有できない	・ 写真やチャット機能を利用して現場からデータを送付、一斉に共有し、児童相談所内（所長、課長）から具体的な指示を受けることができ、速やかな意思決定が可能になる。
・ 面接や調査の記録を手書きで作成し、面接、調査後に改めてデータを入力して、記録を作成するため、二度手間となり時間を要する。	・ 出先で記録を入力でき、虐待通告対応から記録入力までの期間が短縮される。
・ 対応困難な保護者の電話対応中に相談したくても相談できない。	・ 電話中や別室での保護者との会話をリアルタイムで文字化し、PC画面に表示することで、上司やベテラン職員がやり取りを把握したうえで即座に指示を出すことが可能となる。 ・ 会話のやり取り自体が記録となり、記録作成の手間が省略される。

2 母親逮捕事案の外部検証について

米子児相の対応については、2つの検証会議（①内部検証会議、②外部有識者による検証会議）を経て、外部有識者に報告書を取りまとめていただくこととし、11月11日に第1回、12月16日に第2回目の外部有識者による検証会議を開催した。

今後、報告書を取りまとめる予定であり、報告書については社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に報告する予定である。

【有識者】川崎 二三彦氏（子どもの虹情報研修センター長）

【参考】子どもの虹情報研修センター

全国に2ヶ所ある、全国の自治体、児童相談所、児相福祉施設等をはじめとする子ども虐待対応機関や施設の職員等を対象に、子ども虐待に関する高度専門的な研修を行う国の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」を実施する研修機関の一つ。

【外部有識者の意見】

- ・ 児童福祉審議会の専門分科会に意見を求めていけば様々な意見がもらえ、意見を踏まえて児相としての方針が立てられたのではないかと、本事例は審議会を利用する事例だと思った。

3 社会福祉審議会への報告について

母親逮捕事案及び児童施設での児童死亡事案については、11月17日開催の社会福祉審議会で報告を行った。報告の際に、亡くなられた児童や御遺族のプライバシーに配慮して詳細までは説明できなかったことから、社会福祉審議会委員長の判断により、母親の逮捕事案と併せて児童福祉専門分科会に詳細を報告の上、審議することとなった（分科会長と開催日調整中）。